

○ 運航に係る各種制度について

航空法の改正によって、以下に示す制度が**義務化**されます。

従来にもあった各作業等ですが施行後は、違反すると**罰金**または**懲役**が科せられますので、飛行を行う際や、行った際には、**必ず**該当作業を行ってください。

①飛行計画の通報（航空法第百三十二条の八十八）

無人航空機を飛行させる者は、**特定飛行（許可・承認が必要な飛行）**を行う場合に、**あらかじめ飛行計画（日時、場所等）**を国土交通大臣に**通報**しなければいけません。手続きの概要としては、従来のFISSによる飛行計画の共有と同じような手続きとなります。ただし本手続きは、従来の**FISSのアカウント**を利用**しての通報ができません**ので、新たにリリースされた「**Dips2.0※**」から**通報**の手続きをする必要があります。なお、「**Dips2.0**」は**機体登録を行った際のアカウント**を使用できます。農薬の空中散布においては、以下に示す対応が可能です。

○「空中散布飛行に係る飛行計画通報について」

(https://drive.google.com/file/d/1VOxZvL_OT5taHYzfvfi2em7S_JoSdlGA/view?usp=sharing)

詳細は公開されている通報要領をご確認ください。

○「無人航空機の飛行計画の通報要領」

(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001520662.pdf>)

※Dips2.0 概要

(https://drive.google.com/file/d/11_lit2clX_j7EVspG3tPHed4pKsBmT2/view?usp=sharing)

②飛行日誌の作成（航空法第百三十二条の八十九）

無人航空機を飛行させる者は、**特定飛行**を行う場合や、行った際の、**飛行記録・日常点検記録・点検整備記録**などの情報を**遅滞なく「飛行日誌」に記載し、常時携行**しなければいけません。手続きの概要としては、従来の飛行マニュアルに記載されているような飛行の実績の記録や、整備点検記録の作成と同じような作業となります。**本作業の変更点**としては、従来は飛行させる者ごとに飛行記録等を作成していましたが、今後は、**無人航空機ごとに作成する必要があります**。なお、「**飛行日誌**」の様式は、**国交省が提示する様式を使用**しますが、そこに記載されている**内容を網羅している場合には、独自の様式を作成**することも可能です。詳細については、こちらをご確認ください。

○「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」

(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001574394.pdf>)

③事故等の報告及び救護義務（航空法第百三十二条の九十）

本制度は、無人航空機に関する『事故』や『重大インシデント』が発生した場合に、当該無人航空機を飛行させる者が、ただちに飛行を中止し、負傷者を救護するとともに、それらが発生した日時および場所などを国土交通大臣に報告しなければならない制度です。

『事故』は「人の死傷」と「物件の損壊」が該当します。

- ・「人の死傷」：重傷以上のものが対象となり、気候条件等の外的要因によるものも含まれます。
- ・「物件の損壊」：第三者の所有物※を損壊させた全ての場合（軽微なものも含む）が対象となり、飛行中の航空機との衝突や接触による損傷も当てはまります。※：電柱・電線を含む

『重大インシデント』は以下の項目が該当します。

- ・飛行中航空機との衝突または接触のおそれがあったと認めたとき
- ・無人航空機による人の負傷
- ・無人航空機の制御が不能となった事態（機体の不具合、操縦ミス）
- ・無人航空機が発火した事態

詳細は公開されている報告要領をご確認ください。

- 「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」
(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001520661.pdf>)

改正航空法において、以上の事項が明確に義務として、提示されました。

令和4年12月5日以降、これらの事項に違反すると、罰金もしくは懲役刑が科せられる場合がありますので、周知徹底していただくようよろしくお願いいたします。

なお、国交省においても概要を提示していますので併せてご確認ください。

- 国交省「レベル4飛行実現に向けた新たな制度整備」
(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001478580.pdf>)

ご不明な点や詳細な操作等についてご不明な点がある場合には、

『国土交通省 無人航空機ヘルプデスク（050-5445-4451）』にお問い合わせをお願いします。